

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

コメントの概要	金融庁の考え方
<p>海外のETF市場と比較すると、本国の指定されている株価指数は種類が限定されており、投資家にとっての選択の余地がほとんどないことから、今後、投資信託委託業者がETFの設定を容易に行えるよう、投資家保護上問題のない範囲で、株価指数を定めるべきと考える。</p> <p>また、近年のJ-REIT市場の拡大を鑑みると、東証REIT指数などの不動産投資信託を対象とした指数についても検討が必要と考える。</p>	<p>我が国の金融・資本市場の魅力を向上させるためにも、ETFを含め、多様な商品の提供を通じた厚みのある市場を形成することが重要であり、このような観点から、今後、投資者保護に留意しつつ、告示指定のあり方も含め、検討を進めてまいります。</p>
<p>Russell/Nomura Small Cap Core インデックスを加える理由を知りたい。</p> <p>また、フランクラッセルカンパニーと野村証券金融工学研究センターが共同開発した指数であるRussell/Nomura Small Cap Core インデックスを採用することで、株価指数に対する平等性が損なわれる可能性がないかについて疑問と考える。</p>	<p>今回の改正は、取引所の上場商品の多様化の観点も踏まえ、小型株を対象とするRussell/Nomura Small Cap Core インデックスを、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第8条第2号に規定される株価指数に追加するものです。</p> <p>ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、当該指数を開発した者がその立場を利用して不公正な取引を行うことがあれば、法令に則して、厳正に対応することとなります。</p>
<p>Russell/Nomura Small Cap Core インデックスでは時価総額の上位側と下位側両方に銘柄入れ替えの可能性があるため、入れ替え銘柄数は、下位側を銘柄入れ替えの対象としていないRussell/Nomura Small Cap インデックスより多くなる。また、時価総額自体が小さい銘柄群が対象であるため、流動性が少ない可能性があり、銘柄入れ替え時に株価に与える影響が大きく、便乗売買による影響も増えることから運用成績の低下が問題となるものと考えられる。</p> <p>よって、Russell/Nomura Small Cap Core インデックスでなく、Russell/Nomura Small Cap インデックスを指数として採用することが望ましいと考える。</p>	<p>指数の追加にあたっては、市場の適切な価格形成や相場操縦防止の観点から、指数が相当数の銘柄により構成されることや、特定銘柄の影響を過度に受けないこと等に留意しつつ判断をしてきているところで</p> <p>Russell/Nomura Small Cap Core インデックスでなく、Russell/Nomura Small Cap インデックスを指数として採用すべきのご指摘ですが、Russell /Nomura Small Capインデックスの構成銘柄には、流動性の限られる時価総額最下位側の銘柄が含まれ、その対象銘柄の平均的な流動性が低いものとなること等に留意が必要と考えます。</p> <p>なお、Russell/Nomura Small Cap Core インデックスの銘柄入れ替えに伴い、仮に不公正な取引が行われることがあれば、法令に則して、厳正に対応することとなります。</p>